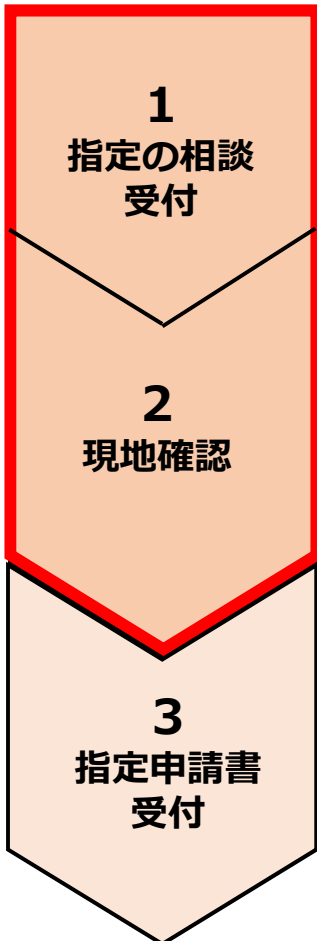


練馬区では 生産緑地地区の新規・追加指定の ご相談を**随時**受け付けています

🌸 生産緑地制度とは 🌸

農地を生産緑地地区として都市計画に定めて、**30年間適切に管理**していただくことで、計画的に保全する制度です。面積300㎡以上や、道路に接しているなどの指定要件があります。また、指定されると、**税制面の特例措置**があります。

🌸 生産緑地地区の新規・追加指定のご相談から指定申請受付までの流れ 🌸



1 指定の相談受付

生産緑地地区の指定に関するご相談を受け付けています。相談の際は、**指定したい区域が分かる地図**をご用意ください。

2 現地確認

指定希望の土地が要件を満たしているか、区職員が現地確認を行います。

(指定要件は、区ホームページをご確認ください。右記のQRコードからアクセスできます。)



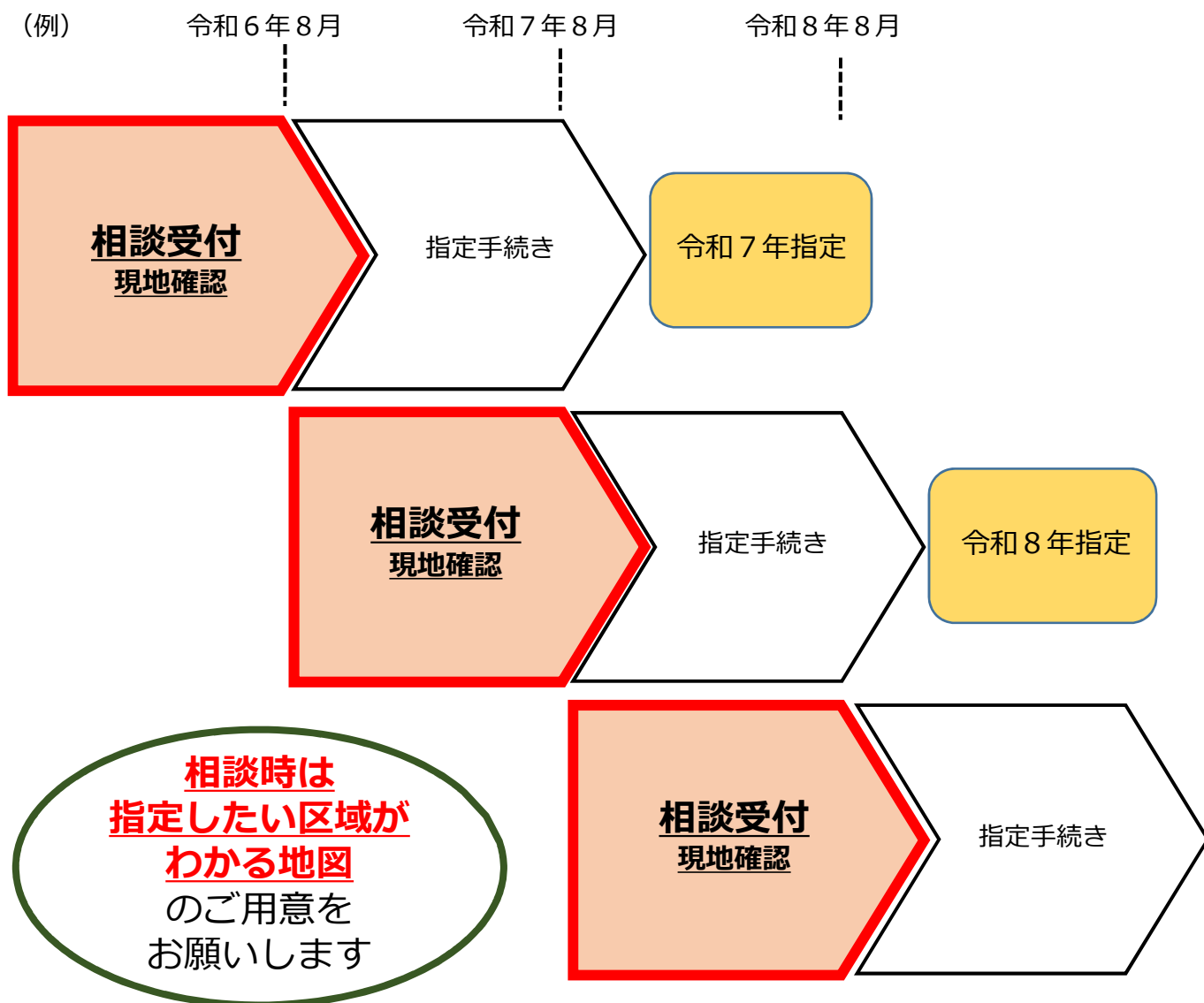
3 指定申請書受付

指定申請の受付期間になりましたら、現地確認の際にお渡しする指定申請書の提出が可能となります。

なお、相談から申請までの期間が長い場合は改めて現地確認を行う場合があります。

詳細な日程、問い合わせ先などは裏面をご覧ください↔

指定の流れ



- ※ 毎年8月までに相談を受け付けたものを、翌年に生産緑地地区として指定します。希望する年の前年8月までにご相談ください。
- ※ 都市計画による指定は年1回行います。
- ※ **日程は目安となります**ので、詳細は相談時にお問い合わせください。

【問い合わせ先】

練馬区 都市整備部 都市計画課 土地利用計画担当係
練馬区役所 本庁舎16階 8番窓口
(東京都練馬区豊玉北6-12-1)

☎ 03-5984-1544 (直通)
✉ TOSHIKEIKAKU05@city.nerima.tokyo.jp

ホームページは
こちらから

